

第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開

1 安全・安心なまちづくり国民運動の展開

目 標) 行動計画が、治安回復のための第1の視点として「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」を挙げて以降、多くの地域において、住民の自主的な取組が果敢に進められている。

政府は、このような治安回復の萌芽をいち早く社会全体の取組へと昇華させるため、安全・安心なまちづくりを国民運動として大々的に推進する。

モデル事業・モデル調査の全国の実施

安全・安心なまちづくりや地域住民等による自主的な防犯・防災活動について、全国の参考となるべき先導的な活動や地域を挙げた意欲的な活動を全国のモデルとして財政的な支援や資機材の整備を行うことにより、同種の活動を全国的に波及・浸透させる。

「安全・安心なまちづくりの日」の制定

「安全・安心なまちづくりの日」を制定し、その前後の期間において、国民各層の幅広い参加を得た取組を集中的に推進することにより、安全・安心なまちづくりを推進する気運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深める。

内閣総理大臣による表彰制度の新設

安全・安心なまちづくりの推進に顕著な実績を挙げた団体・個人を内閣総理大臣名で表彰することにより、安全・安心なまちづくりの重要性を幅広く周知し、各地域における取組意欲を更に高揚させる。

2 防犯ボランティア活動等の支援

目 標) ここ数年で5千を超える防犯ボランティア団体が新たに結成されるなど、地域住民等により自主的な防犯活動が活発に行われている。国は、防犯と防災、防犯と教育の連携を確保しつつ、このような活動に対する支援を更に充実させ、失われつつある地域社会の連帯を確実に再生させる。

防犯ボランティアと防災ボランティアの連携強化

防犯ボランティア全国ネットワークや災害ボランティア・データバンクの活用により、防犯アドバイザーと「防災コーディネータ」の連携を促進し、消防団、自主防災

組織、婦人防火クラブ、災害ボランティア等が防犯も含めた地域の安全・安心の確保に貢献できる体制を構築する。

防犯ボランティア全国ネットワークの形成

全国のボランティア団体の結成状況、防犯ボランティア活動の好事例や留意事項、行政の支援制度やボランティア保険制度の内容、関連する調査研究の結果等について情報を集約し、ボランティア団体等から提供を受けた情報と併せて国のウェブサイトが発信することにより、双方向的なネットワークの形成を図る。

大学生や企業人等の防犯ボランティア活動への参加促進

地域社会における防犯ボランティア活動の担い手の拡大を目指し、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う「地域ボランティア活動推進事業」の一環として、大学生、企業人を含む地域住民全体を対象とした防犯ボランティア活動への参加を促進する。

防犯アドバイザー登録制度の整備

警察官OB、防犯設備士、警備員、錠取扱業者等のうち防犯対策に特に知見を有する者を、その申請により「防犯アドバイザー」（仮称）として警察に登録し、防犯ボランティア団体、団体の結成を検討する地域住民、防犯教室を開催する学校、事業者等の求めに応じてあっせんする。

防犯・防災ボランティア活動の拠点整備

パトロール、防犯・防災訓練、民間交番の運営、地域安全情報の集約・発信等の活動を行うボランティア団体に対し、警察と消防が連携して装備資機材の貸与その他活動に必要な経費の補助、職員の継続的な立寄りや情報提供等を行うことにより、地域の自主的な防犯・防災活動の拠点を整備する。

公民館等を活用した防犯教育、防犯活動等の推進

教育委員会や警察の協力の下、情報提供や講師派遣を行うことなどにより、地域の公民館や生涯学習推進センター等を活用した防犯教育・啓発活動、防犯訓練・教室、防犯活動、これらの活動に係る学習講座等の開催を促進する。

防犯ボランティアと警察官の合同パトロールの推進

防犯ボランティア団体と警察が合同でパトロールや地域安全情報の提供を行うとともに、警察官による街頭活動の強化や「空き交番」の解消を図ることにより、地域住民の治安に関する意識の向上や地域住民との連携強化を図る。

防犯ボランティア活動と地域通貨の連動

現在無償で配布している「地域通貨モデルシステム」を活用することなどにより、防犯ボランティア活動を行った者に対し、活動内容に応じて地域通貨を交付する取組を促進する。

3 官民協働体制の構築に向けた環境整備

目 標) 安全・安心なまちづくりを官民が協働して推進するためには、地域におけるまちづくりの関係者が目標を共有し、合意を形成するための協議会を設置することが効果的である。国は、新宿歌舞伎町地区の取組をモデルとして、次に掲げる支援策を講じることにより、地域を挙げた官民協働体制の構築を促進する。

実態調査、社会実験、計画策定等への財政支援

官民が協働して安全・安心なまちづくりを推進するに当たり必要となる実態調査、社会実験、計画策定等に対し、全国都市再生モデル調査その他の事業・制度により、活動資金その他の支援を行う。

安全・安心なまちづくりデータベースの整備

モデル事業やモデル調査の実施結果のほか、全国で実施されている安全・安心なまちづくりの推進体制・活動内容や行政の支援制度をデータベース化し、ウェブサイトを通じて関係行政機関や地域住民と情報を共有する。

まちづくり協議会のモデル運営規約の策定

安全・安心なまちづくりを推進する各地域の協議会において、構成員が自主的に取り組むべき事項を運営規約等の形式により文書化することを支援するため、環境浄化活動、防犯活動、非行防止活動、暴力団排除活動、不法就労防止活動等に関しモデルとなる条項を策定する。

地域安心安全情報ネットワークの構築

地域住民がインターネットや携帯電話等を活用して地域安全情報を行政と共有できるシステムを構築するため、現在開発・実証事業を行っている「地域安心安全情報共有システム」を、希望する地方公共団体に無償で配布する。

外国人が安全に安心して活動できる環境の整備

民間団体や外国人受入れ学校、企業等と協力し、外国人の留学生、就学生、研修生等や労働者等に対して緊急時の通報要領、身近な防犯対策等に関する講習・情報提供を行うとともに、本人確認の徹底、身上把握、失踪防止等により適正な在留管理を図ることなどにより、外国人が安全に安心して活動できる環境を整える。

地域安全情報の提供に関する特例措置

安全・安心なまちづくりを推進する協議会の意思決定を円滑化させるため、地域の犯罪発生状況や検挙・処分の実施結果等に関する情報を、公益に資する範囲内でより詳細に提供する。

また、金融機関や小売店等の特定の業態を狙った犯罪、特殊・特異な手口による犯

罪、広域的に発生が急増している犯罪等、地域ごとに提供することが困難な犯罪情報を、国が集約した上で関係機関・団体へ提供し、ウェブサイトで公表する。

関係行政機関の職員や有識者のあっせん

安全・安心なまちづくりの取組をより実効あるものとするため、協議会や地域住民のニーズに応じて、関係行政機関が、職員やアドバイザーを定例会合等に派遣するとともに、推進する対策の分野の専門的知見を有する者を紹介する。

第2 住まいと子どもの安全確保

1 犯罪に強い住宅街の整備

目 標) 行動計画で今後の検討課題とされていた「防犯住宅の普及方策」について、防犯住宅の性能評価や整備方策に関する段階的かつ具体的な施策を提示することにより、安全・安心な住宅街の整備に道筋をつける。

都市再生整備計画に基づく安全・安心なまちづくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進する都市再生整備計画の作成を支援するため、計画の目標設定や事業評価に必要な犯罪情報等を市町村に提供するとともに、計画に基づく市町村の取組と連携してパトロールや取締りを積極的に実施することにより、まちづくり交付金を活用した防犯灯・防犯カメラの設置、見通しの良い植栽等の防犯に配慮した都市公園等の整備、防犯性に優れた共同住宅の整備、住民参加による防犯パトロールの展開等を促進する。

防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備

地域住宅交付金により、地方公共団体が地域住宅計画に基づき実施する防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備を支援する。

防犯住宅助成制度の促進

建物部品の取替えへの補助など、地方公共団体による防犯住宅の助成制度を促進・拡大させるため、犯罪発生状況に関する詳細な情報提供を行うとともに、国のウェブサイト「住まいる防犯110番」において、住宅防犯に関する留意点・対策例や全国の助成制度に関する情報を提供するなど支援・協力を行う。

「安全・安心なまちづくりモデル地区」における集中的取組

地方公共団体や地域住民の取組状況のほか、犯罪情勢、人口動態等を勘案しつつ、安全・安心なまちづくりを総合的かつ重点的に実施すべき地区を「安全・安心なまちづくりモデル地区」(仮称)として指定し、犯罪に強い住宅街を実現するためのパトロール、取締り、防犯に配慮した都市公園等の施設整備等を重点的に実施する。

放火されない住宅街の整備

地域住民が地域の放火火災の危険性を認識し、ハード・ソフト両面からの対策を講じていくため、全国火災予防運動等の機会を捉えて「放火火災防止対策戦略プラン」の普及を促進するとともに、プランの内容の改善を図る。

防犯性能の高い建物部品の拡充

官民が合同で開発・普及を図っている防犯性能の高い建物部品(錠、ドア、窓、シ

ャッター等)に関し、最新の侵入手口に対応した製品の目録への掲載を更に拡充させる。

住宅の購入・注文時における防犯性能の表示

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度に防犯に関する性能表示事項を新たに追加することにより、住宅の売買契約や建設工事の請負契約に際して、第三者機関により防犯性能まで含めた住宅の性能が客観的に評価・表示される体制を整備する。

防犯性に優れた共同住宅等に関する認定基準の策定

建物や敷地まで含めた全体の防犯性能に優れた共同住宅等に関する総合的な認定基準を関係団体と協力して策定することにより、防犯性に優れた住宅の普及を推進する。

防犯優良マンション認定制度の全国展開

一部の都道府県において実施されている「防犯優良マンション認定制度」を全国的に展開し、防犯性に優れたマンションの普及を推進する。

住宅関連事業者やエネルギー供給事業者による防犯情報提供の推進

住宅の設備機器・建材の防犯性能に対する消費者の認識を高めるため、リフォーム店等が省エネ情報と併せて防犯性能に係る情報を消費者に提供する建材・住宅設備製造事業者等による共同の取組を支援する。

防犯住宅の整備における防犯設備士の積極的な活用

防犯設備士に対する教育訓練やその組織化を支援することにより、防犯診断・防犯講習における防犯設備士の活用を積極的に進めるとともに、安全・安心なまちづくりに関して総合的・専門的な助言を行う防犯設備士の養成を促進する。

防犯性能の高い自動車の普及促進

自動車の盗難を防止するため、自動車の防犯性能を評価する制度の導入を検討するとともに、イモビライザの装着義務付けについて、その効果やコスト等を勘案しつつ検討する。

2 地域ぐるみで行う子どもの安全の確保

目 標) 行動計画や青少年育成施策大綱により子どもの安全確保に関する施策が提示されて以降も、子どもを標的とした社会を震かんさせる事件が続発していることから、学校や警察のほか、不安感を増大させている地域住民や、子どもとの接点が多いコンビニエンスストア等も巻き込み、地域ぐるみで子どもを犯罪や非行から守るまちづくりを進める。

地域ぐるみの学校安全体制の整備

学校の安全を確保するため、学校、家庭、警察、地域住民、ボランティア等が連携して実施する防犯パトロール、通学路の安全マップの作成、各種講習会の開催等の取組を支援するほか、警察官OB等を地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）や校内の巡回や相談に従事するスクールサポーターとして委嘱し、効果的な学校安全体制の整備を推進する。

子どもを犯罪や非行から守る地域安全教育の推進

既存の防犯教室、非行防止教室、薬物乱用防止教室等について、児童・生徒だけでなく保護者や地域住民の参加を促すとともに、教育委員会と警察がテーマ設定や実施体制に関して協定の締結や計画の共同策定を行うことにより、子どもの安全に対する地域住民の意識と理解を深める地域安全教育を推進する。

コンビニエンスストアによるセーフティステーション活動の全国展開

コンビニエンスストアに対し、子ども110番の家の指定、警察官や防犯ボランティアの継続的な立寄り、地域安全情報の提供等の協力を行うとともに、業界によるセーフティステーション活動（緊急通報の支援、少年のたまり場化、未成年者への酒類・たばこの販売、有害図書等の少年への販売及び少年による閲覧の防止、強盗・万引きの防犯対策等）の全国展開を積極的に支援する。

ガソリンスタンドによる地域防犯・安全確保活動の全国展開

市街地にほどよい間隔で点在し、人の往来が多い公道に面したガソリンスタンドは、夜間でも明るい場所にあり、地域住民と日常的に接していることから、犯罪に巻き込まれた地域住民の緊急避難や徘徊老人や迷子の一時保護等に対応できるよう、事業者による自主的な地域防犯・安全確保活動を「地域事業環境整備支援事業」の一環として支援する。

大規模小売店舗による自主的な防犯活動の促進

大規模小売店舗立地法に基づく指針の改定や、防犯診断・講習、警察官や防犯ボランティアによる継続的な立寄り、地域安全情報の提供等により、大規模小売店舗による防犯活動や少年の非行防止活動を促進する。

インターネットカフェにおける防犯対策の推進

急速に拡大しているインターネットカフェは、少年のたまり場となりやすく、サイバー犯罪に利用されやすいことから、利用客の身分確認、防犯カメラの設置、サイバー犯罪の未然防止等の事業者による自主的な取組を支援するとともに、全国調査による実態把握、非行少年・不良行為少年の補導を進める。

更生保護ボランティアによる犯罪予防活動の推進

保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアによる学校や地域住

民と連携した少年非行防止活動等の積極的な推進のため、研修の充実や適任者の確保により活動基盤を強化するとともに、「社会を明るくする運動」を通じて犯罪や少年非行の防止に関する地域住民の意識の向上を図る。

第3 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生

1 違法性風俗店、暴力団、不法就労等に対する取締りの強化

目 標) 全国的・国際的に活動する犯罪組織の拠点となっている繁華街・歓楽街を再生し、健全で魅力あふれる街の賑わいを創出するため、違法性風俗店、暴力団、不法就労等の取締りを強化し、犯罪組織の資金獲得活動を排除する。

違法性風俗店に対する取締りの強化等

届出義務すら履行しない違法性風俗店は監視を免れて違法行為を行う可能性が特に高いため、罰則の強化や広告宣伝の禁止を措置して取締りを強化し、違法性風俗店を根絶する。また、激増するデリバリーヘルス営業についても、客の依頼を受ける受付所や派遣従業員の待機所も含めて規制や罰則を強化し、違法営業の取締りや警察職員の入りを積極的に進める。

警察、消防、建築部門による風俗営業等の営業所への合同立入りと情報共有

風俗営業等の営業所に対し、警察、消防及び建築部門による合同立入りを積極的に推進するとともに、風俗営業の許可申請等の審査に際して建築基準法や消防法の違反事実に関する情報が共有されるよう、相互の連携を強化する。

性風俗店における不法就労・人身取引の排除

性風俗店の営業者に対し、外国人従業員の就労資格の確認と書面による記録保存を義務付けるとともに、警察による定期的な報告徴収・立入りや警察と入国管理局との連携による違反業者の取締りを進めることにより、性風俗店における不法就労・人身取引を排除する。

不法就労外国人に関する情報の交換・共有と取締りの強化・効率化

不法就労外国人に関し、警察、入国管理局及び労働部門による情報交換・共有を国と都道府県の両方で進め、警察と入国管理局による合同摘発を推進するとともに、不法残留者の身柄引渡し制度（入管法第65条）を全国的に展開し、退去強制の効率的な運用を図る。

組織犯罪に対する戦略的な取締りと犯罪収益の剥奪

警察その他の取締機関は、暴力団、来日外国人犯罪組織、銃器・薬物の密輸・密売組織等に関する情報の収集、分析、相互活用を行うことにより、その主要な資金獲得活動を把握し、利権構造を解体する戦略的な取締りや犯罪収益の剥奪を進める。

取締りの更なる強化を実現する体制・施設・装備等の充実強化

繁華街・歓楽街における違法性風俗店、暴力団、不法就労外国人、薬物銃器密売組

織等の取締りを更に強化するため、警察職員、入国警備官、入国審査官、麻薬取締官について所要の増員を図るとともに、取締りの拠点施設や装備資機材の整備を進める。

2 街の犯罪インフラの根絶

目 標) 繁華街・歓楽街において犯罪組織が再び暗躍することのないよう、雑居ビルや広告宣伝媒体から犯罪組織を排除したり、取締りにより生じた空きビル・空き店舗を転用する取組を進めたりすることなどにより、組織犯罪を増長する街の犯罪インフラを官民で根絶する。

取締りにより生じた空きビル・空き店舗の転用

違法営業の取締り強化等により生ずる空きビル・空き店舗については、できる限り速やかに適正な用途のテナント入居が行われるよう、政府系金融機関その他民間のノウハウの活用を図る。

違法性風俗店や暴力団の入居阻止

届出をした性風俗営業には届出確認書を交付し、その有無によって誰にでも無届業者を判別できるようにするとともに、不動産の賃貸借契約に関し、関係法令違反を無催告解除の事由とする契約条項のモデルを示すことなどにより、違法性風俗店や暴力団による建物賃借を阻止する。

飲食店等に対する暴力団の不当要求の阻止

繁華街・歓楽街に所在する飲食業組合等と連携し、飲食店、風俗店等に対する訪問や聞き取り調査を行い、暴力団による飲食店等からの用心棒代やみかじめ料の徴収の実態解明とその遮断を進める。

暴力団による建物賃借権の不正取得の排除

暴力団事務所として使用する意思を隠して建物賃貸借契約を締結する者を賃借権の不正取得（詐欺罪）として積極的に取り締まるとともに、対象者が近辺で新たに暴力団事務所を開設しないよう、周辺地域の宅地建物取引業者等に対する情報提供を強化する。

法令違反情報の提供による暴力団・性風俗排除活動の支援

暴力団員や性風俗営業の検挙に際し、報道発表に準じて事件の概要をまちづくり協議会等の公益団体や関係事業者に提供するほか、契約者等の法令違反の有無に関し公益団体や関係事業者から警察に照会がなされたときには、公益に資する範囲内で処分の内容・理由を回答することにより、暴力団や違法性風俗店の排除に向けた住民や事

業者の自助努力を支援する。

風俗無料案内所に対する取締りの推進

違法な性風俗店が風俗無料案内所を活用して広告宣伝を行う事例が多数見受けられることから、広告制限区域等における広告物の表示等を直罰化し、違法な広告宣伝を行う風俗無料案内所の取締りを推進する。

少年指導委員の活動の活性化

少年を有害な風俗環境の影響から守るため、少年補導活動や風俗営業者等への協力要請活動に従事する少年指導委員について、風俗営業の営業所等へ立ち入らせることができることとするとともに、その職務がより適正かつ実効的に行われるよう、委嘱方法、研修内容、警察との連携等運用の在り方を見直す。

住民と外国人の共生を実現する情報提供

外国語による入国・在留関係諸手続等に関する相談への対応及び案内を行うため、地方入国管理局及び支局の外国人在留総合インフォメーションセンターや相談員の活用を推進し、外国人が日本人と共に安心して生活できる環境を創出する。

3 迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化

目 標) ピンクビラ、客引き、違法駐車、落書き、ゴミの散乱、街の暗がり等が来街者に無秩序感・不安感を感じさせ、街の魅力を減退させていることから、街の景観、秩序、アクセスの向上策を取締りとまちづくりの両面から推進し、街の品格を目に見える形で再生させる。

街ぐるみの環境浄化活動の展開

地域住民、ボランティア、関係事業者等と行政機関が連携し、街ぐるみでピンクビラや違法看板の除却、落書きの除去、街路の清掃等を行う環境浄化活動を促進する。また、ピンクビラの頒布や客引き等、風俗営業等に係る集客行為の規制を強化し、違法行為の取締りを強化する。

効果的な違法駐車対策の推進

放置車両の確認事務の民間委託により違法駐車取締りを行う執行力を確保した上で、地域住民の意見・要望を踏まえて、重点的に放置車両の確認等を実施する場所、時間帯等を定めることにより、違法駐車対策を効果的に推進する。また、ボラードの設置等により車道を狭隘化するなどの取組を支援し、貨物車、暴力団関係車両等の駐車違反を抑制する。

悪質な露店・屋台や立て看板の取締り

道路上の営業を常態化させている悪質な露店・屋台や立て看板を設置して道路を不当に占拠している業者に対して、道路不正使用による取締りを行うほか、禁制品を販売する業者に対しては、販売ルートの根絶を目指した取締りを実施する。

夜間におけるパトロール体制の強化

夜間における繁華街・歓楽街の秩序を維持するため、商店街、ボランティア、警備員等による自主的なパトロールに対し、警察官の同行、情報の提供、装備資機材の貸与等の支援を行うとともに、自動車警ら隊や機動隊の投入などにより警察のパトロールの実施体制を強化する。

歓楽街ITパトロール事業の推進

街の安全確保に関心のある住民や稼働者から街の実態に関する情報をインターネットで受け付けて、環境浄化活動や警察活動に活用するとともに、地域安全情報として活用可能なものをウェブサイト上に公開する。

アーケードや街路灯の整備による街の明るさの確保

死角や暗がりのない明るい中心市街地を整備するため、商店街振興組合等が行うアーケードや街路灯・防犯カメラ等の整備に対し、事業計画の策定や事業費等について支援を行い、安全で賑わいのある中心市街地を再生させる。

落書きや違法広告のしにくい美しい街並みの形成

落書きや違法広告のしにくい美しい街並みを形成するため、商店街振興組合等が行うファサード（店舗の外壁）やカラー舗装の整備その他の事業に対し、事業計画の策定や事業費等について支援を行い、街の景観を向上させる。

無電柱化による道路の見通し確保と違法広告物の抑制

電線共同溝整備事業により、幹線道路だけでなく商店街等の非幹線道路も含めて無電柱化を推進することにより、道路の見通しを確保して歩行者の安全性を高めるとともに、違法広告物の掲出を抑制して街の景観を向上させる。

くらしのみちゾーンの形成による歩行者優先の道路空間の整備

車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先し、無電柱化、歩道の段差解消等の道路環境整備を行う「くらしのみちゾーン」の形成により、健全な賑わいのあるまちを創出するため、計画策定費、事業費等の補助に加え、専門家の派遣、実験設備の貸与等のソフト支援を行う。

官民が共同主催する屋外イベントの活性化

安全・安心なまちづくりの推進に当たり、地方公共団体と地域住民が協力して街の活性化を図るための屋外イベントを開催する際には、道路の使用や占用の許可手続を円滑に進められるようにする。